



幸手市定期予防接種費用助成金制度について





出産時の里帰りで市外に長期滞在されたり、お子さまのご病気等の理由により、契約医療機関以外での定期予防接種を希望される場合は、**事前に申請することにより、**接種費用の一部または全額を助成する制度が受けられます。

**助成の内容**

幸手市で定めている予防接種費用の**上限金額**まで費用を助成します。

接種費用が幸手市の上限金額以上の場合は、その差額分は自己負担となります。また、上限金額を超えない場合は、当該予防接種に要した費用に相当する額を助成することになります。

**助成金の手続きについて**

　　　　　　事前に健康増進課へ申請が必要です。

１．事前に予防接種依頼書交付申請書を提出してください。申請から約1週間程度で「予防接種依頼書」及び「幸手市定期予防接種費用助成金申請書」を郵送します。

　　＊窓口に来所される場合：母子手帳と印鑑を持参ください。

＊来所が困難な場合：健康増進課から申請書を郵送します。(市ホームページからもダウンロードできます。）　ご記入後、郵送等にて提出ください。その際、生後2か月以上のお子さんの場合は母子手帳の写しを添えてください。

２．「予防接種依頼書」が手元に届きましたら、医療機関で予防接種を受け予防接種費用を支払います。その際、領収書（予防接種の種類と接種費用が分かるもの）と、予防接種予診票（市提出用）を忘れずにお受け取りください。

【接種時に必要な物】予防接種依頼書、予防接種予診票、母子手帳、保険証　等

３．健康増進課へ助成金の申請をします。（接種後1年以内）

【申請時に必要な物】

①幸手市定期予防接種費用助成金申請書　②母子手帳　③予防接種予診票（市提出用）④領収証（予防接種の種類と接種費用が明記されていない場合は、明細など分かるものもご持参ください。）　⑤印鑑(訂正時に必要になりますので念のため持参ください)　⑥振込先の口座がわかるもの

４．助成金申請書等の内容を審査し、助成金を交付することが適当と認められた場合には、「幸手市定期予防接種費用助成金承認決定通知書」を郵送し、口座に振込みます。

＊申請をいただいてから振込みまでに1～2か月程度かかります。

詳しくは健康増進課までお問い合わせください。

＜幸手市健康増進課＞

　　　　電話　０４８０－４２－８４２１　　FAX　０４８０－４２－２１３０

e-mail kenkou@city.satte.lg.jp